

第 104 回 科学技術部会	資料3
平成 30 年 2 月 26 日	

ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理指針に関する専門委員会 の設置について（案）

平成 30 年 2 月 26 日

1. 設置の趣旨

医学研究については、これまで各種指針を策定し、人間の尊厳及び人権の尊重の徹底等について、研究者が遵守すべき事項を定め、研究の適正な実施に努めてきたところである。

一方で、近年、次世代シーケンサーを用いた網羅的ゲノム解析やゲノム医療の発達等に伴ってヒトゲノム・遺伝子解析研究を巡る状況についても変化が見られる。

また、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の全面改正（平成 25 年施行）において、「本指針は、社会情勢の変化、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進展等諸状況の変化を踏まえ、必要に応じ、又は施行後 5 年を目途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを行うものとする。」とされている。

このため、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する専門委員会」を設置し、検討を行う。

2. 検討課題等

施行後 5 年が経過したことから、社会情勢の変化、ヒトゲノム・遺伝子解析研究その他の医学研究の進展等を踏まえ検討を行い、一定の結論を取りまとめる。なお、検討にあたっては、他の関連する研究指針との整合についても検討するものとする。

3. 構成

研究指針の見直しを行う上での検討に必要な知見を持った、医学研究者（ゲノム、疫学等）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。（委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第 2 条及び第 3 条に基づき、科学技術部会長が指名する。）

4. その他

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針は、文部科学省・経済産業省と共同で策定していることから、文部科学省、経済産業省による合同会議を開催し、検討を進めるものとする。